会議名	和泉市政策調整委員会
開催日時	令和6年1月19日(金)午前10時から午前11時まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	委員 : 森吉副市長(委員長)、吉田副市長(副委員長)、小川教育長、 小泉参与、並木市長公室長、前田総務部長、八木都市デザイン部長、 土本教育次長兼教育・こども部長、林田上下水道部長、門林財政課長、 前田環境保全課長、東建築・開発指導室長、横田公園緑地担当課長 担当部: 辻生涯学習部長、西田生涯学習推進室長、山本スポーツ振興担当課長、 奥田生涯学習推進室総括主幹 関係課:藤井上下水道部次長兼経営総務課長、北野経営総務課課長補佐、 左海政策・資産マネジメント担当課長 事務局:東政策企画室長、丸岡政策企画室総括主査
議事次第	旧泉北水道企業団跡地を候補地として(仮称)北部総合スポーツセンターの機能、規模に関する検討を進めることについて
会議資料	次第 【資料番号1】和泉市政策調整委員会付議要求書 【資料番号2】北部地域公共施設整備事業について 【資料番号3】平成24年の事業見直しから現在までの取り組みについて 【資料番号4】旧泉北水道企業団事業用地跡地活用について 【資料番号5】(仮称)北部総合スポーツセンターの検討を進めることについて 【参考資料1】和泉市政策調整委員会要綱 【参考資料2】北部地域公共施設整備事業 事業計画書(平成15年3月策定) 【参考資料3】泉北水道企業団解散後の経過報告について(令和5年第4回定例会協議会報告資料)
会議の要旨	・自然環境保護の考え方を事前に整理する必要があること、市民ニーズをしっかりと把握することに努めることを留意事項として、付議要求のとおり、令和6年度より、旧泉北水道企業団跡地を候補地として(仮称)北部総合スポーツセンターの構想策定に着手することについて承認された。 ・審議結果については、庁議に報告し、最終の意思決定を図ることとした。
会議録の 作成方法	□全文記録 ■要点記録
記録内容の 確認方法	□会議の議長の確認を得ている ■出席した委員全員の確認を得ている □その他()

発言者	審議内容(文中敬称略)
事務局	本日の審議事項は、和泉市政策調整委員会要綱第6条第1項の規定に基づき、令和6年1月16日付で生涯学習部長から付議要求があった「旧泉北水道企業団跡地を候補地として (仮称) 北部総合スポーツセンターの機能、規模に関する検討を進めることについて」となる。 【付議理由の説明】
森吉副市長	付議要求の説明を願う。
辻部長	[資料番号]] 平成 15 年 3 月策定の北部地域公共施設整備事業の事業計画書において、信太山丘陵市有地に、北部地域に不足しているスポーツ・レクリエーション施設を整備することが位置づけられた。 その後、平成 23 年第 3 回定例会における「信太山丘陵の市有地自然環境の保全に関する請願」の採択を受け、信太山丘陵市有地については、自然環境の保全と市民の財産としての活用等の検討を進めることとなった。 北部地域におけるスポーツ施設の整備先については、平成 25 年 3 月策定のスポーツ推進計画において、他の候補地を検討すること、また、令和 5 年 3 月改定の和泉市生涯学習・スポーツ推進計画において、重点項目の一つとして、候補地及び整備内容を検討することとしているが、現在まで、候補地を確保できていない状況である。 ついては、令和 6 年度より、旧泉北水道企業団跡地を候補地として、(仮称) 北部総合スポーツセンターの機能・規模に関する検討を進めることについて、審議を願うもの。
	【議題】 旧泉北水道企業団跡地を候補地として(仮称)北部総合スポーツセンターの機能、規模に関する検討を進めることについて ①北部地域公共施設整備事業について ②平成24年の事業見直しから現在までの北部地域におけるスポーツ施設整備に向けた取り組みについて ③旧泉北水道企業団事業用地跡地活用について ④旧泉北水道企業団跡地を候補地として(仮称)北部総合スポーツセンターの機能・規模に関する検討を進めることについて
森吉副市長	付議案件の説明を願う。
政策企画室	資料番号 2①北部地域公共施設整備事業について ○1 ページ 平成 15 年 3 月時点における北部地域公共施設整備事業の概要であるが、当時、陸上自

衛隊において介在民有地解消事業の動きがあり、その中で市では演習場内の介在民有地を 取得し、北部地域に不足しているスポーツ・レクリエーション施設を当該地に整備するべ く、以下に記載している野球場、サッカー場、テニスコートなど合計約 16ha の事業計画書 を策定していた。

○2ページ

整備図面

○3ページ

平成15年3月に策定した事業計画以降の動きを記載している。

平成17年度の「財政健全化計画」において、厳しい財政状況のもと、北部地域公共施設 整備事業は事業凍結となっていた。

その後、平成22年度に策定した「和泉再生プラン」において、整備費を半減した上で、 平成25年度以降の事業化に向けて整備の検討を行うこととしていた。

しかし、平成23年第3回定例会において、当該市有地に絶滅危惧種を含む多様な野生 生物が確認されたことから、自然環境の保全について市民から請願が提出され、採択され た。

この請願採択を受け、信太山丘陵市有地は、これまでのスポーツ・レクリエーション施 設の整備という考え方を改め、自然環境の保全と市民の財産として、信太山丘陵里山自然 公園として都市計画決定を行い、令和6年度一部開園に向けて整備中である。

生涯学習推進室 ||資料番号 3|②平成 24 年の事業見直しから現在までの取り組みについて

○1ページ

現在のスポーツ推進計画の前の計画になるが、平成25年3月に策定したスポーツ推進 基本計画では、信太山丘陵地へのスポーツ・レクリエーション施設整備の計画に代わるス ポーツ施設の整備が求められていると記載し、信太山丘陵地の代替えとなる候補地検討を 進めることとしている。

○2ページ

候補地として、大阪市の所管している信太山青少年野外活動センター活用について、平 成 26 年度から令和 5 年度にかけて、多目的広場の無償貸与や市民優先利用などの交渉を 行ってきたが、大阪市からは良い返事はもらえておらず、北部地域にスポーツ施設の必要 性があるものの、候補地が見当たらない状況にある。

経営総務課

資料番号4③旧泉北水道企業団事業用地跡地活用について

○1ページ

まず、国からの借地については、原状回復したうえで国に全て返還することが前提とな っているが、この土地のほとんどは市街化調整区域にある土地で、国も返還された後に公 募予定だが、活用が難しいと思われるため、公的利用再検討財産となる見込みである。

無償貸付の条件としては、国有財産法 22 条に限定列挙されていて、条件の公園等の用 途で整備していくことについて、国と協議をしている中では柔軟な対応が可能と聞いてい る。

もともと旧泉北水道企業団の事業用地であるため、構成市である泉大津市、高石市、和 泉市の3市共有の土地もあり、和泉市の所有割合は、31.6%である。

3 市共有地をそのまま管理をしていくとなると管理費用が必要になり、2 市にとっては、 和泉市の中の土地で活用が難しいということがあるため、和泉市が跡地活用を検討する、 その際、無償で借地するという方向性は、2市の首長も含めて了承いただいている。

跡地活用の方針を整理する中で撤去工事の費用抑制を2市から強く求められている。

原状回復と跡地活用を一体で考える中では、撤去内容については、調整の余地があるこ とを財務局と2市とも協議しているところである。

スケジュールについては、令和6年度から管渠処理の予算計上をしているが、令和6年 度から令和7年度に跡地活用を検討し、令和8年度から施設の撤去に着手できればと考え ている。

○2ページ

旧泉北水道企業団の跡地としては全体で 57,353.11 m あり、その内、国からの借地面積 が 120,765.90 ㎡、3 市共有名義の土地が 36,587.21 ㎡ある。

生涯学習推進室 ||資料番号 5個 (仮称) 北部総合スポーツセンターの検討を進めることについて

○1ページ

平成24年の庁議、平成25年3月策定のスポーツ推進計画での位置づけにより、スポー ツ・レクリエーション施設については、信太山丘陵地での整備は不可であるが、北部地域 での整備は必要であることを確認しているところである。

○2ページ

令和5年度から10年間を計画期間として、令和5年3月に策定した現在の計画である 和泉市生涯学習・スポーツ推進計画の策定段階において、市民アンケートを実施した。

その結果として、市内公共施設利用の阻害要因としては、施設のある場所が不便で、行 きづらいという項目が1位、取り組みに求めるものでは、スポーツ活動に参加しやすい環 境をつくるという項目が3位という状況で、身近でスポーツをすることができる場所の整 備ニーズが高い状況であった。

○3ページ

令和5年度から10年間を計画期間とした、現計画における記載内容については、(仮称) 北部総合スポーツセンターの整備を重点項目の一つとして、整備候補地や整備内容の検討 を行うとしている。

○4ページ

参考として、スポーツ施設の立地状況として、北部地域には、温水プールがあるものの、 運動できるグラウンドはない状況である。

また、市長公約では4期目の公約として、北部総合スポーツセンターの計画策定、創発 プランでは、北部地域のスポーツ代替え施設として(仮称)北部総合スポーツセンターを 新たに位置づけ、整備候補地や整備内容の検討を進めると位置付けている。

○5ページ

請願が採択され計画変更となった、信太山丘陵地に代わる候補地の検討状況としては、

大阪市の野外活動センターなどを検討したが、他に候補地がなく用地購入が必要な状況の中、無償貸付が可能な旧泉北水道企業団事業用地を活用し、検討を進めていきたいと考えている。

○6ページ

今後検討する内容について、1. 敷地全体を活用することを前提にするものではない、2. 貯水池を残すことを前提として検討するものではない、3. 整備中の隣接する里山自然公園との調和検討も実施、4. 施設撤去費用の抑制が求められていることは認識のうえ、和泉市における整備費用を検討していくという内容で、令和6年度当初予算にて、令和6年度から令和7年度までの債務負担行為を設定し、構想策定を委託する予定としている。

○7ページ

旧泉北水道企業団事業用地跡地と隣接する里山自然公園の位置図

○8ページ

里山自然公園のイメージ図

○9ページ

基本構想の内容・イメージについて、まずは、市内の施設利用状況や社会情勢などを鑑みて必要な整備施設の整理を行う。

○10ページ

施設整備の方針の考察として、基本方針の作成や導入機能とゾーニング、建設費の検討、 事業手法などの整理を行う予定としている。

○11ページ

最後に、今後のスケジュールとしては、令和6年4月から令和7年8月にかけて、基本構想を策定し、令和7年8月から10月にかけて、泉大津市及び高石市と構想内容により原状回復にかかる施設撤去費用の調整、と同時に、近畿財務局との跡地利用にかかる協議を開始、令和8年4月から原状回復工事、令和9年4月から、(仮称)北部総合スポーツセンター計画・設計業務委託、令和12年4月から整備工事に着手する予定としている。

森吉副市長

所管課から概要説明があった。幅広い視点でどんな小さなことでも結構なので、気づい たことも含めて意見や質問は無いか。

【質疑】

前田部長

国から無償貸借が本当にできるという担保がないまま、構想策定の予算執行をしてよいのか。

生涯学習推進室

当該借地は原則、原状回復し、国に返還することになるが、返還後においても、3 市共有名義の土地の管理も踏まえ、所在地である和泉市が代表して再利用する方向で国と協議をしており、3 市の議会でもその旨を報告し、了承をいただいている。

そのことから、国の担保の有無にかかわらず、跡地活用の検討をするにあたっての予算 化に関しては問題がないものと認識している。 なお、当該土地は市街化調整区域にあり、国において売却処分が困難な「公的利用再検 討財産」と判断される可能性が高いと、近畿財務局の担当者から聞いている。

前田部長

物ヶ池こどもグラウンドとの関係はどうなっているのか

生涯学習推進室

今回の構想とは別のものと考えており、惣ヶ池こどもグラウンドについては、条例化に 向けて粛々と進めていく。

土本教育次長

構想の検討を進めていくにあたり、3市共有地を無償貸借していくことの3市の合意書を締結しておく必要はないのか。

生涯学習推進室

本跡地活用にあたり、3 市共有名義の土地があることから、3 市にて無償貸借すること の協議書若しくは覚書を締結する予定で進めている。

東室長

開発許可については、1 ヘクタールを超えるグラウンド整備には都市計画法の開発許可が必要で、開発許可が必要となれば、敷地が接する公共用地との明示が必要となり、かなりハードルが高くなるが、市が設置条例を作り、それに基づく市の施設という明確な位置づけであれば、開発許可は要しない。

次に、建築制限については、観覧席を設けた場合、屋外観覧場でも建築物と位置付けられ、建築基準関係規定が適用され、その敷地の周長の1/6以上の部分が道路に接する必要がある。

ただし、適用除外規定があるが、「敷地の形態及び周囲の状態の特殊性により避難上及び 通行の安全上支障がないと認めるもの」という基準をクリアする必要がある。

そういった基準をクリアするためには、2方向避難が一つの目安となる。

今回の敷地は、北側で元防災広場用地に接しているので、これをうまく活用した通行上 及び安全上の計画が必要ではないかと考える。

生涯学習推進室

意見を参考に構想策定業務に取り組んでいく。

八木部長

旧泉北水道企業団跡地については、原状回復が必須と聞いているが、池を残すなどの選択はできるのか。

経営総務課

基本は原状回復し、返却であるが、一方で、跡地活用計画において、施設のための調整 池として池が必要であるなどと提示すれば、柔軟な対応は可能であると聞いている。

八木部長

旧泉北水道企業団跡地については、すべての区域をスポーツ公園として位置づけることの認識で間違いないか。

生涯学習推進室

全体をスポーツ公園として位置づける予定である。

門林課長

旧泉北水道企業団跡地を整備するとなると地形的に造成費用が一定必要になると思われるが、造成費用はどのぐらいかかるのか。

生涯学習推進室

現在のところ、全く想定はできない状況である。

概算については、構想委託のなかで提示していきたいと考えている。

門林課長

スポーツ公園として整備する場合、補助金等は見込めるのか。

生涯学習推進室

スポーツ振興くじ助成金、学校施設環境改善交付金、民生安定施設助成などの補助金が活用できる見込みがある。

小泉参与

国への借地返還が令和10年度に完了する予定となっているが、整備開始が令和12年度からになっているのは何故か、整備が早まる予定はないのか。

生涯学習推進室

国において、当該土地の返還後の処分や再利用の手続きに期間を要することが考えられるため、1年間程度考慮したもの。

なお、進捗状況によって、早まる可能性があると考えている。

小泉参与

旧泉北水道企業団跡地が現在整備中の信太山丘陵里山自然公園のエリアと隣接していることが示されているが、この里山自然公園のエリアについては、平成 21~22 年度の自然環境調査で絶滅危惧種を含む多様な野生生物が確認されたことを受けて請願が提出・採択され、当初のスポーツ施設整備の考えを改め、里山自然公園として整備することになった経過があり、隣接する旧泉北水道企業団跡地内の惣ヶ池湿地においても大阪みどりのトラスト協会が活動してきた経過がある。

旧泉北水道企業団跡地内の惣ケ池湿地においては、希少な野生生物は確認されているのか。

また、大阪みどりのトラスト協会と協議していく必要はないのか。 スポーツ公園として整備するにあたって、留意すべき事項はあるか。

前田課長

惣ヶ池湿地については、平成 25 年度に調査を実施し、ヤマトサンショウウオなどの貴重種を確認しているが、惣ヶ池湿地を除く旧泉北水道企業団の跡地については、これまで調査はしていないことから貴重種等の確認はできていない。

これまでの大阪みどりのトラスト協会による保全活動の経緯を踏まえると、少なくとも 惣ヶ池湿地は保全の対象とし、他方でスポーツ施設整備にかかる工事等の影響を考慮する と、惣ヶ池湿地から東側の貯水池までのエリアについては自然のまま残していくことが望 ましいと考える。

なお、大阪みどりのトラスト協会との協議の義務はないと考えている。

小泉参与

東側の貯水池を残す必要はないと考えるが、内容については了解した。

構想策定委託について、具体的には、どのような条件で事業者に構想策定を委託する予 定か。

生涯学習推進室

隣接する里山自然公園への影響のない施設配置、土地造成の概算費用も含め複数パターンの施設配置提案を条件に、市内スポーツ施設の利用状況や類似施設の事例、社会情勢を整理分析したうえ、整備方針と和泉市にとって必要な規模や機能を提案してもらう。

小泉参与

構想策定にあたっては、社会情勢の分析に加えて、市民アンケートの実施など、市民の ニーズを調査する必要があると考えるが、どうか。

生涯学習推進室

アンケート等による、市民の意見等の徴収については、策定業務の中で実施していく予 定である。

小泉参与

過去の計画時には調査を実施していると思うが、市民ニーズも変わってきていると思う ので、しっかりとしたニーズを把握してほしい。

例えば、野球場だけでなく、スケボーパーク、パークゴルフ場などのニーズも考えられる、以前の計画にとらわれずに市民のニーズに沿った施設計画をお願いする。

また、スポーツ施設の他に、バーベキュー場やグランピングの施設があっても良いのではないかと考える。

森吉副市長

平成 10 年に大阪みどりのトラスト協会から旧泉北水道企業団に対して、惣ヶ池湿地を 希少種の保全地域に指定することの要請が出されていたと記憶しているが、その経緯を調 査するように。

また、旧泉北水道企業団の解散時にも環境団体から要望書が出ていたので、内容を確認するように。

自然環境の保全の必要性と整備の必要性はどこかで線を引く必要があるので、今後調整していくように。

公共事業であるため、区域の中の調査の必要性については、今後、別途協議したい。 調査が必要となり、貴重種が確認されたとなればその地域での整備をもう一度しっかり と検討する必要がある。

そこを有耶無耶にしたまま構想だけを進めていくということは決してすべきではない と考える。

前田課長

大阪府環境影響評価条例で50ha 以上の開発には環境影響評価が義務づけられているが、 今回はこの条件には当てはまらないと考える。

また、他の法令等はないと考える。

森吉副市長

法律や条例等の法的な義務がなければ調査は実施しないこととする。

吉田副市長

北部地域におけるスポーツ施設整備の必要性にかかる根拠の精度を高める必要がある。 具体的に何か考えているのか。

生涯学習推進室

担当課としては、その必要性を認識している。一つとしては、構想策定業務の中でアンケート等の調査を実施するので、それを活用したい。

吉田副市長

議論をしている中で、真のニーズが出てくることもあるので、ニーズ調査だけでなく、 意見交換会等で直接対話しながら市民ニーズを拾っていくということも検討してはどう かと考える。

【結論】

森吉副市長

他に質疑等はないか。

無いようなので、本委員会の結論として、自然環境保護の考え方を事前に整理する必要があること、市民ニーズをしっかりと把握することに努めることを留意事項として、付議要求のとおり、令和6年度より、旧泉北水道企業団跡地を候補地として(仮称)北部総合スポーツセンターの構想に着手することについて承認することに異議ないか。

全委員

異議なし

森吉副市長

異議ないため、ただいまのとおりとする。

なお、最終の意思決定は、庁議で行うこととするので、担当部局においては、本日の各 委員からの質疑や意見を整理のうえ対応すること。

以上